

令和 7 年度仙台市国民健康保険特定保健指導（血糖特化型）業務 委託仕様書

令和 7 年度仙台市国民健康保険特定保健指導業務委託契約書に基づく委託業務の実施については、次の仕様により行なうものとする。

以下、仙台市健康福祉局保険年金課を「保険年金課」、特定保健指導実施機関を「実施機関」という。

1 業務の名称

「令和 7 年度仙台市国民健康保険特定保健指導（血糖特化型）業務」（以下「委託業務」という。）

2 委託の期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日まで

3 目的

- ・仙台市特定保健指導実施率は令和 5 年度法定報告において 10.7%であり、仙台市国民健康保険第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）における令和 5 年度目標値（20%）に達していない。生活習慣病となる要因の早期予防につなげるために、前年度の未利用者に対する取り組みを実施し、特定保健指導の実施率を向上させる取組が必要である。
- ・仙台市国民健康保険第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）より、特定健診有所見者の状況において、男女ともに HbA1c の有所見者割合が全国と比較して高く、年々増加していることから、血糖リスク保有者が自身の血糖値を自覚し、生活習慣改善の行動変容を促す取り組みが必要である。

4 実施期間

- （1）初回支援 令和 7 年 5 月 30 日まで
- （2）実績評価（初回支援から 3 か月以上経過後に実施）
令和 7 年 8 月 31 日まで

5 対象者

令和 6 年度特定保健指導対象者のうちの未利用者。血糖リスク保有者を保険年金課で抽出し事業案内を行う。そのうち申し込みのあった 100 名に特定保健指導（血糖特化型）を実施する。

※委託上限額は動機付け支援 50 名、積極的支援 50 名を想定したものであるが、委託上限額の範囲内であれば動機付け支援と積極的支援の内訳は問わないものとする。

6 実施機関の業務の内容

「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）」の規定に基づき、特定保健指導を実施する。委託業務の内容は、「健診・保健指導実施基準」に基づく保健指導

を実施し、次の関連業務を含めるものとする。

(1) 血糖値改善に特化した保健指導プログラムの作成

「健診・保健指導実施基準」第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法及び「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」(令和6年4月厚生労働省健康・生活衛生局)、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.1版)」(2024年3月厚生労働省保険局)に基づき、保健指導プログラムを作成する。特にグルコースモニタシステム等、血糖値改善に特化したプログラムを作成する。遠隔面接やアプリによる血糖値や体重・腹囲の記録など ICT を活用した内容であることが望ましい。

(2) プログラムの案内チラシ原稿の作成

特定保健指導(血糖特化型)の案内チラシを作成する。なお、チラシ使用は A4 カラー(三つ折り)とする。(印刷・郵送は保険年金課で対応する。)

(3) 特定保健指導の予約受付

対象者の利用予約の受付を行い、利用日時、会場等の必要な事項を案内する。

(4) 利用予約者の健診結果の受け渡し等

利用予約者の健診結果一覧(データ)を、受取予定日又は指定日までに保険年金課に来庁し、直接受領する。または、施錠可能なケースに入れ、セキュリティ便等安全かつ搬送の記録が残る方法により運搬を行い受領する。また、データの取り込みが終了した後、データを格納していた媒体については保険年金課に上記の方法で返却する。健診結果一覧(データ)の受渡しの際には、授受簿を作成・記録し、管理する。※データの授受・返却に係る経費は実施機関が負担する。

(5) 特定保健指導の実施

「健診・保健指導実施基準」第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法及び「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」(令和6年4月厚生労働省健康・生活衛生局)、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.1版)」(2024年3月厚生労働省保険局)に基づき、保健指導を実施する。

① 初回支援

ア 支援形態は問わない。

イ 予約後に日程等について再案内することが望ましい。なお、日程連絡等に関するチラシ等を作成する場合は印刷・発送・当日運営等は実施機関が行う。

ウ ICT 機器や測定機器等を活用する場合は、操作や測定の方法を指導できる体制を整える

② 実績評価

実績評価は令和7年8月31日までに終了する。なお、終了者には令和7年度特定健診の受診を勧めること。

③ ICT 等を用いた保健指導

・アプリ内でチャットサービスを利用する場合は、本市基準(第10項)を満たしたクラウドサービスであること。

- ・ファイル共有機能、録画機能を使用しない。なお、保険年金課の許可を得た場合は、この限りではない。

④ その他

- ・事業実施に必要な機器やライセンス料、インターネット回線代、郵送料（利用者からの返信も含む）等に係る経費は実施機関が負担する。
- ・保健指導実施時には、下記いずれかの方法によりその都度仙台市国民健康保険加入者であることを確認すること。
- ・保健指導実施時には、障害を理由とする差別の解消の促進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮を行うものとする。

URL:<https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/sabetsukaisho/torikumi.html>

(6) 報告

- ① 実施した初回支援・実績評価・途中脱落の報告を、厚生労働省の示す電子的な標準様式（第4期）特定保健指導データ簡易入力シートに入力し、第6項第4号に示す方法で、令和7年9月20日までに保険年金課へ提出する。
- ② 保険年金課が提示する内容を含む最終実績報告書を作成し、令和7年10月31日までに保険年金課に提出する。

(7) その他、保健指導を行うにあたって不明な点等が生じた場合は、速やかに保険年金課と協議する。

7 実施機関の要件

実施機関は、「特定健診・特定保健指導の外部委託基準」（平成25年厚生労働省告示第92号）第2（特定保健指導の外部委託に関する基準）に定める基準を満たさなければならない。

8 基準単価

契約単価は、この基準単価以下とし、次のとおりとする。（利用者の自己負担額は無料とする。）

動機付け支援 25、300円（消費税込み）

積極的支援 38、500円（消費税込み）

支払い条件は以下のとおり

	動機付け支援	積極的支援
初回支援	単価の8割	単価の4割
実績評価	単価の2割	単価の6割
途中終了	—	ア 実施済みポイント180以上 単価の5/6 イ 実施済みポイント180未満 単価の5/6×（実施済みポイント/180ポイント） ※小数点以下は四捨五入

9 費用の請求

全ての事業に係る費用は委託業務の終了後、請求書（仙台市会計様式（一般用））と保険年金課規定の報告書様式を作成し、第6項第3号に定める方法により保険年金課に提出する。

10 個人情報の保護

実施機関は、本業務実施にあたっては、個人情報の保護に十分留意しなければならない。実施機関は、本業務実施にあたっては、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報等に係る外部委託に関するガイドライン」、別紙「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」の内容を遵守すること。

11 クラウドサービスの利用

本業務の実施にあたって、クラウドサービスを利用する場合は、以下に示す要件を満たすクラウドサービスを利用すること。一部満たせない要件がある場合は事前に仙台市と相談するものとし、承認を得られないクラウドサービスは利用してはならない。

- （1） 個人情報を閲覧できるシステム管理者等がサービスを利用する場合に、複数要素認証が行われること。
- （2） クラウドサービスの利用にかかる法律関係は、国内法が適用されること。
- （3） 裁判管轄として国内の裁判所が指定されていること。
- （4） 事業の実施場所は国内であること。バックアップを含めデータが保存されるデータセンターのリージョンは国内のみであること。
- （5） 管理端末とクラウドサービスが提供するサイバー空間に至る情報の流通経路全般にわたり、通信が暗号化されていること。
- （6） クラウドサービス上に保存されるデータが暗号化されていること。
- （7） 契約終了時において、クラウドサービスに保存したデータの消去ならびにデータ再現不可能性にかかる確実性が担保されていること。（具体的には、データ消去はNIST-SP800-88、又はDoD5220-22Mの規格に準拠した方法にて行い、そのことについて消去証明書を提出できること。）
- （8） クラウドサービスに対応したセキュリティ認証（ISMAPまたはISMS）を取得していること。

12 保健指導データ等の取扱い等

実施機関は、委託業務を処理するために仙台市から貸与され、又は実施機関が収集し、若しくは作成した個人情報に記載された資料等を、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」第10条第1項に基づき、5年間保存しなければならない。また、保存年限の過ぎたものは、発注者の承認を得た上消去し、別紙「行政情報の取り扱いに関する特記仕様書第2項第6号」に示すとおり報告しなければならない。（消去報告：令和12年9月末）

1 3 運動の実践指導を行う場合の安全性の確保

運動の実践指導を行う場合には、安全に運動ができる環境を整備するとともに、救急時における対応マニュアル（対応方法、連絡・報告体制等を定めたもの）を備え付けるほか、自動体外式除細動器（A E D）等の応急処置のための設備を備え付けるものとし、応急対応のためのトレーニングを受けている者が、実践指導を行うものとする。

1 4 再委託の禁止

実施機関は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部（主たる部分※を除く。）について事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

※「健診・保健指導実施基準」の特定保健指導における元請け・下請けの定義の範囲内とすること。

1 5 譲渡の禁止

実施機関は、委託業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

1 6 その他

この業務委託仕様書に定めのない事項及び様式等は、必要に応じ保険年金課と実施機関が協議の上定める。